

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷九第

行發日一月八年八正大

論 說

住居税の本質及其構造……………法學博士 神戸 正雄

カーヘンターの社會改革意見……………法學博士 河田 嗣郎

社會政策より觀たる吾國の財政(二)……………法學博士 小川 郷太郎

人糞尿の國益(二)……………法學博士 財部 靜治

植民地の勞働政策(二、完)……………法學博士 山本美越乃

時事問題

支那の富源開放と其社會問題……………法學博士 戸田 海市

銀行の手形引受制度……………法學士 大森 研造

雜 錄

航空運送……………法學士 小島昌太郎

今年度下半年期に於ける内地産米の

量、價に就いて……………法學士 伊丹 萬里

社會問題評論……………法學博士 神戸 正雄

植民地の勞働政策 (二完)

山本美越乃

母國民の經濟的慾求を満足せしめ得べき有形的の利益を供することに依りて其の移住を奨励する方法の一是、定住條件の下に低廉なる價格を以て植民地の官公有地を移住者に拂下げ、或は又私有地と雖ども面積徒に尨大にして其の利用の完からざるものは、政府之を買收して實際土地を利用せんとする者の手に歸せしむると共に、斯かる拂下地の開墾又は利用に必要な資金は、低利を以て之を貸下ぐるの方針に出づることと是れなり、固より此の方法を實行するに當りては、母國民が現に感じつつある外部的の壓迫を免れ、其の經濟的慾求を満足せしむることに依りて、少くとも彼等の母國に於ける文化的の生活及社會上の諸種の享樂を犠牲に供するも、尙ほ之を償ふに足る程度の有形的利益を齎し得べき一定の土地を得せしむるを以て、拂下げの標準的單位となさざるべからず、故に此の標準的單位の決定は、一方に於ては母國民の文化的の生活の實況に依り、他方に於ては當該植民地の地味・地質及該地方に最も適當せる農業組織の如何に依りて常に同一なるを得ずと雖ども、一般的に之を論ずる時は、移住植民地は放資植民地と異なり堅實なる中小農民階級の發達を奨励して、過大若くば過小農民階級の増加を防止するを以て得策となすが故に、

標準的單位の決定に關しても亦此の見地より慎重なる考慮を加へざるべからざるや論なし。

又土地の拂下げに關して殊に注意すべきは、植民地の土地は有償且定住條件の下に之を拂下ぐるの方針に出づべきことにして、無償交附及不定住者に漫りに土地の拂下げを許す時は、自己は毫も之を開墾利用するの意志を有せずして、唯單に無償又は極めて低廉なる價格を以て廣大なる土地の所有權のみを得、他日移住者の増加を待ちて比較的高價に之を賣却し、以て互利を博せんとするが如き、所謂植民地に於ける土地投機熱の勃興を助成するに至るの虞れあり。

更に又母國民の經濟的慾求を満足せしめ得べき有形的の利益を供することに依りて其の移住を獎勵する方法の二は、國家の特別の保護監督の下に資本家をして植民地に於ける有望なる事業に資本を放下せしめ、事業利益の許す範圍内に於て可及的優遇方法を講せしむることに依りて母國の勞力を招致するか、或は又國家自ら斯かる事業を經營して母國の移住者を招來する方法に出づること是れなり、然れども是等の何れの方法に依るも、其の效果は土地を與へて永住的の農民を移住せしむる獎勵策に比する時は薄弱たるを免れず、蓋し植民地に移住せんとするが如き者は、現に母國に於て有せる彼等の社會上の地位、換言せば被傭勞働者としての生活狀態に満足すること能はずして、其の生涯に一新生面を拓かんとする希望を以て移住する者多きが故に、假令一小地域たりとも土地を得て之を經營せんことは彼等の冀ふ所なるべきも、植民地に於ても母國に於

けるが如き境涯を反覆することは其の素志に非ざるべければなり、加之、又他方より之を觀察するも、植民地の産業状態頗る有望にして母國に於けるよりも遙に高率の賃金を支拂ひ得るが如き場合には、其の半面に於て植民地住民の購買力を増進せしめ、或は植民地貨物の利用範圍を擴張せしむるに至る等の結果、早晚母國の産業的活動にも刺戟を與へ、從て勞力過剩の問題は之が爲めに緩和せらるべきが故に、此の點より論ずるも單に勞働の爲めに植民地に移住せんとするが如き者は其の數を減ずるに至るべし。

要之、永住し得べき植民地に堅實なる母國民を成るべく多く移住せしめんと欲せば、國家は諸種の方面より能ふ限り之が保護獎勵方法を講ずるの必要あることは勿論にして、或は常に各植民地に於ける勞力需要の實況を調査して之を一般に周知せしむる手段を探り、或は移住者に對して尙に簡易渡行の便を供するのみならず、渡行後と雖ども其の生活に關しては相當の保障を與ふるが如き方法を設け、或は一定の條件の下に容易に土地を得て此處に土着し得るの便を計る等、積極的に其の獎勵策を講せざる可からず、固より此の種の保護獎勵は國家の力に俟つことなくして私人の團體に於ても之を爲し得ざるに非ずと雖ども、常に植民地政府と連絡を保ち國民の永久的利益と國家百年の大計上より打算して隨時其の方策を決定するの必要ある點よりせば、寧ろ之を國家に委ぬるを以て得策とす。

母國民の移住に關して更に注意すべき一事は、成るべく速かに植民地に於て組織的の一社會を形造り得る様、豫じめ各種の技能を有せる者を適當に配合して能ふ限り團體的の移住を爲さしむべきこと是れなり、例へば農・工・商・醫師・教育家・宗教家等を適當に配合して一團體を組織せしむる時は、彼等の移住地に於て母國に於けると略ぼ相似たる社會狀態を現出せしむることを得べく、既に母國に於けると略ぼ相似たる社會狀態を現出せしめ、衣食住其の他肉體的及精神的の諸種の欲求を満足せしむるに足るべき機關にして具備せば、移住者の土着心を一層鞏固ならしむることを得べし、蓋し移住者の土着の念の薄弱なるは、衣食住の不便以外に肉體的及精神的の諸種の不安(例へば疾病の際に於ける醫療の困難・子女の教育の不便等の如き)に原因するもの多きが故に、各種の技能を有せる者を以て移住團體を組織せしむるを得ば、或程度迄斯かる不安を除去することを得べきを以てなり。

因に、母國民の移住を奨励すると共に之をして組織的のものたらしめんとすることに關して、夙に獨創的の意見を發表したるは Edward Gibbon Wakefield (1796-1862. 有名なる史家ギブソンの一族) なりとす、彼れの説は不幸にして完全なる實現を見ずして止みたりと雖ども、現今に至る迄植民地經營問題の論議せらるる所には常に其の名を記憶せられざるなし、彼れは『植民地』(A View of the Art of Colonization. London, 1849.) なる一書を公にして其の所信の一端を

吐露したるのみならず、南濠洲及新西蘭の植民地の建設に與かりて大に力ありき、彼れの移住獎勵策の要旨は、植民地の開發は移住し得べき土地・放下し得べき資本及利用し得べき努力の三要素の協力に俟たざる可からず、然るに若し植民地に於て無償又は極めて低廉なる價格を以て土地を拂下ぐる時は、移住者は他人の爲めに勞力を提供することを爲さずして、自ら土地を得て之を經營するに至るべし、此の如くんば勞力の缺乏は遂に之を充たす能はずして、其の結果實本家の植民地に於ける活動は停止せられざるを得ず、故に植民地の土地を拂下ぐる場合には、少くとも之より得たる收入を以て當該植民地の開發に必要な勞力を招致し得るに足る程度の價格を要求せざる可からず、此の如くせば土地を購ひ得べき餘力あるに非ずんば土地の所有者となるを得ざるを以て、新たに渡來せる勞動者等は少くとも數年間は專心勞動に従事して貯蓄を爲すことに眼むべく、從て其の期間内は土地所有者は容易に彼等の勞力を使傭することを得べきを以てなり、故に植民地の土地は無償又は極めて低廉なる價格を以て之を拂下ぐるが如きことなく、必ず相當の對價を要求し、而して之より生ずる收入の一部は勞動者の移住獎勵費に充つるを良策とすと謂ふに在り。

ウエークフフィールドは此の主義を南濠洲及新西蘭に試行して相當の効果を收むることを得たるも、自由主義派の經濟學者等は極力之に反對し、又實際上に於ても一八五一年の濠洲の金鐵

の發見は、招かざるに多數の移住者を一時に流入せしめたるより、彼れの主義は終に弘く之を實行するの機會なくして止みたり、加之、彼れの移住獎勵策は植民地に於ける勞力の缺乏を補充せんが爲めに、勞働者の移住を獎勵するに急にして、却て堅實なる小地主若くば小開墾者の移住に對しては、其の門戸を狹隘ならしめたりとの非難は之を免る能はざるものあり、蓋し彼れの主張に據れば、土地の拂下價格は少くとも勞働者が容易に之を購ふことに依りて勞働者たるの地位を脱し、爲めに勞力の供給に缺乏を感じるに至るが如き危険を豫防するに足る程度の價格を以てせざるべからずと謂ふに在るを以て、豊富なる資本を擁せる者にとりては極めて有利なる制度なりと雖ども、小地主若くば小開墾者たらんとする目的を以て移住する者に對しては適切な制度と稱し得べからざるを以てなり。⁽¹⁾

(二) 植民地土民の數は必ずしも少しとせざるも、彼等の間に規則正しく勞働に従事するの習慣を有せざるより勞力の供給に缺乏を感じる場合には、土民を訓練督勵して徐々に規則正しく勞働に従事する美風を養成せしむるより他に途なし、植民地に於ける固有の勞力が其の需要を充たすに足らざる場合は勿論、假令比較的多くの人口を有する場合と雖ども、未開人種の常として其の慾望極めて單純にして生活又容易なるより、土民等は一般に規則正しく勞働に従事するの風を有せず、然かも此の弊は女子に於けるよりも寧ろ男子に於て著しきものあり、故に是等の土民を適當

(1) Wakefield, A View of the Art of Colonization.
Mills, R. C. The Colonization of Australia (1829-42), p. 90 fg.
Egerton, A Short History of British Colonial Policy, p. 281 fg.
Mill, J. S. Principles of Political Economy, Bk. V, chap. XI, § 12.
Scott, E. A Short History of Australia, p. 142 fg.

に訓練して、從來よりも規則正しく且一層精力を傾注して勞働に従事する習慣を養成せしむることとは頗る緊要なる事項に屬す、而して斯かる習慣を養成せしめんが爲めに植民地に於て施行すべき方策には種々ありと雖ども、就中、金納課税法・遊民取締法及勞働契約法の如きは比較的有效なる方法として目せらる。

(イ) 金納課税法とは土民をして規則正しく勞働に従事する習慣を養成せしめんが爲めに、現金納付を要件とせる或種の租税を負擔せしむる方法を謂ふ、固より其の租税の種類・税率及賦課方法等に關しては、各植民地の實況に應じて斟酌を加へざる可からずと雖ども、要は土民間に現金を得んが爲めに勞働に従事せんとする決意を生じたるを機會として、彼等に勞働の價値を知らしめ漸次規則正しく勞働に従事するの風を生ずるに至る様之を誘掖指導するに在り、此の方法は現に亞弗利加の植民地に於て弘く行はれ且一般に有效視せられつつあり、此の種の課税は往々土民の財産又は所得に比する時は權衡を得ざるが如き重率なることあり、然れども普通の租税と異なり政府に收入を得んとする目的を以て之を課するに非ずして、土民をして規則正しく勞働に従事する習慣を養成せしめんが爲めに其の一手段に供するに過ぎざるが故に、普通の租税賦課の原則を以て之を律す可からざるなり。

(註) ランチ氏に據り此の種の課税法の一例を示せば、南亞に於ては一八九四年のグレン・グレイ法 (Glen Grey Act) 也

據り、地主以外の一切の成年以上の土民は、若し過ぐる一年間に少くとも三箇月間規則正しく勞働に従事したることを證明し得ざる時は、一箇年十志の課税を負擔せざる可からず、反之、若し三箇年間繼續して規則正しく勞働に従事したる時は、爾後課税を免除すべきことを定む、此の如きは全く勞働の奨励を目的とせる特殊の課税法と稱すべきなり。

(ロ)遊民殊に安逸遊惰に日々を徒消し規則正しき勞働に従事することを厭ふ者を取締るの必要あることは、獨り植民地のみに限れる問題に非ずと雖ども、生活比較的容易にして未だ激烈なる生存競争の刺戟を受くるに至らざる植民地に於ては、到る處に此の種の惰民を發見せざるなし、於茲乎特に勞力の缺乏を感じつつある植民地に於ては遊民取締法を勵行するの必要あり、尤も斯かる取締法の實際上の適用に至りては、各植民地の事情殊に氣候・風土・習慣・文化等の差異に因り一様に之を論ずること能はず、又遊民の意義の決定に關しても豫じめ各地方の住民の實況を精査して然る後慎重に之を決せざるべからずと雖ども、現今普通に採用せらるる意義に従へば、遊民とは耕作すべき土地を所有せず、日常一定の職業を有せず、少くとも過ぐる一箇年間規則正しく勞働に従事したる證跡を有せず、又現に繼續して勞働に従事しつつあることを證明する能はざるが如き者を總稱す、遊民取締法は其の罰則の勵行に多少困難あるより(註)課税法の如くに效果大ならざるが如しと雖ども、其の運用方法の如何に依りては又規則正しき勞働の奨励の手段となすべきは疑を容れざるなり。

(註) 例へば佛領西印度に於ては、土地を所有せず又規則正しく一定の勞働に従事せざる者は、遊民として之を所罰するの方

針に出でしかば、土民等は掌大の土地を得て所謂土地所有者たる資格のみを充たし、其の實生活に於ては毫も他の遊民と異なる所なかりしと雖も、法規上如何とも爲す能はざりしが如きは是れなり、故に獨領東亞弗利加に於ては、土民の有名無實なる勞働に従事するの風を矯め、彼等をして忠實なる農業勞働者たらしめんが爲めに、有效なる一方法案出せられたり、即ち該地方に於ては土民等は遊民として所謂せらるることを避くるが爲めに、各種の勞働中最も簡易なる貨物の運搬に就きて従事せんとするの風ありしより、政府は是等の運搬者に對しては、一勞働を終る毎に一ルーペーの課税を爲すと共に、車輪及畜類を使用して貨物を運搬する場合には之を無税となしたり、此の方法は運搬者に苦痛を與へ彼等をして規則正しき農業勞働に轉せしむるの風を生ずるに至れり。

(ハ)勞働契約法とは土民をして規則正しく勞働に従事せしめ、且長く之を使備せんが爲めに、適當の罰則を附加したる勞働契約を締結する方法を謂ふ、而して此の種の契約の普通の契約と異なる所は、若し土民が契約上の義務を履行せざる場合に、業主は單に普通法上の損害賠償の請求權を有するのみに過ぎずとせば、最も多くの場合には其の損害を償ふこと能はずして止むべきが故に、勞働契約中に特に罰則を附加し、義務の不履行・懈怠若くは不從順の行動ありたる時は、損害賠償の請求權以外に罰則に據る刑罰を土民に課し、以て勞働契約上の義務の履行を確實ならしめんとする點に在り、刑罰の種類は賃金又は所有財産の沒收・罰金・管刑・禁錮若くは強制勞働の賦課等にして、地方に依りては土民の最も嫌忌せる任務を課することを以て一種の刑罰となすものもあり。

(1) Reinsch, C. A., p. 360-361.

業主の事業を保護すると共に又土民保護の目的を達せんと欲せば、政府は勞働契約の締結に嚴重なる監督を加ふるの必要あることは論を俟たず、従て從來各國の植民地に於て其の監督方法に關して諸種の法令の發布を見たりと雖ども、就中最も模範的のものと稱せらるるは、一九〇二年二月獨領カメルンに於て發布せられたる條例なりとす、該條例に據れば勞働者の募集には政府の許可を要し、業主は募集勞働者の完全なる名簿を政府に提出すべきは勿論、勞働契約は凡て文書に依らしめ、其の内容は通譯者をして土民に説明せしむるを要す、又契約條項中には必ず(一)勞働の種類、(二)勞働の場所、(三)契約期限、(四)勞働時間、(五)賃金、(六)食料及宿舍の種類、(七)疾病の場合に於ける取扱、(八)歸郷の際に於ける手當等に關する事項を規定すべく、一日の勞働時間は十時間以内とし、賃金は獨逸貨幣を以て支拂ふを要し、醫藥及歸郷の費用等は業主の負擔に歸せしむ、加之、政府は業主及勞働者の状態を監督せしめんが爲めに、各地に委員を派遣して特別の監視を爲さしめ、是等の委員は又業主及勞働者の訴へを聽き、必要ある場合には所罰を爲すの權をも有せしめたり。⁽¹⁾

土民間に規則正しく勞働に従事するの習慣を有せざるより植民地の開發に必要な勞力の供給に不足を感じる場合には、一方に於ては以上要述せる諸種の方法に依り、他方に於ては彼等の生活状態の改善換言せば其の物質的及精神的生活條件の向上進歩を促し、之が爲めには勞働の必要

(1) Reinsch, C. A., p. 365-366.

あることを覺らしむることに依りて、徐々に規則正しく勞働に従事するの美風を養成せしむるより他に途なし、而して其の之を爲すに當りては漫りに勞力の供給の増加を計らんとして、却て彼等の自立的精神を破壊するに至るが如き方法は、極力之を避けざる可からず、例へば土民の土地を沒收して之を官公有地となし、或は特許會社に下附して利用の途を講せしむるが如きは之に屬す、蓋し土民の從來依つて以て其の生活を支持しつつありし土地を沒收する時は、彼等は生活の爲めに止むなく勞働に従事すべきが故に、土民の勞力の供給に不足を告ぐる所に在りては、土地の沒收は最も有效なる方法たりとは從來屢々唱へられ、又現に他國の植民地に於ては其の實例なきにあらずと雖ども、此の如き方法に依る勞力供給の増加は、畢竟自立的の精神を有せる地主階級を撲滅して、全然他人に依食すべき下級の勞働階級のみを増加せしむるものなるが故に、植民地土民の進歩發達を計る上より論ずる時は、頗る憂ふべき現象と稱せざるを得ざるを以てなり。

最後に尙ほ一言を附加すべきは、植民地に於ける勞力供給の缺乏を救済する一方法として、直接土民を強制して其の勞力を徵發する制度は、從來各國の植民地に於て行はれ、又一時は其の效を奏したるが如き觀ありしも、現今は公共の爲めに賦役を課するの必要ある場合の他は、私益の爲めに勞力徵發制度を是認せんとするが如き者は殆んど無きに至れり、蓋し土民の勞力を無償又は殆んど之に等しき僅少の報酬を以て徵發し、之を私人の企業に強制的に使用せんとするが

如きことは、嘗て人道上の見地より極力之を排斥したる奴隸制度を、新たな形式を以て復活せしめんとするに同じく、文明國民の誇りとせる奴隸廢止の本旨と相容れざるものあるを以てなり。近世に於ける勞力徵發制度の著例は、一八三〇年代より一八七〇年代に至る迄蘭領東印度に行はれたる賦役制度(Corvée)或は耕作制度(Culture System)なりとす、該制度は最初蘭領東印度總督ダーンデルス(Daendels)に依りて施行せられ、後にヴァン・デン・ボッシュ(Van den Bosch)に依りて更に組織的に實行せられたり、由來和蘭の植民地に於ては官吏は官權を濫用して土民に諸種の勞役を課するの風盛んなりしが、ダーンデルスの總督として赴任するや、斯かる弊風を一掃せんことに努むると共に強制的に土民に勞役を課し得べき場合を規定し、即ち道路及運河の維持・公用貨物の運搬・船貨の積卸等、要するに公共の目的の爲めにする場合に限り土民の勞力を徵發し得べきことを定めたり、⁽¹⁾然るに其の後ヴァン・デン・ボッシュの總督となるや、當時東印度の財政上の窮乏を救ふは、自由耕作制度の下に土民より租税を徵收するが如き方法に依らずして、寧ろ強制耕作制度を採用するに在りとなし、一八二九年其の有名なる耕作制度を發表したり、該制度の要旨は、(一)土民は其の收穫物の一部を政府に納むるに代へ、一定の土地と労働時間の一部とを政府に提供すべし、(二)米は殆んど一般に耕作せらるるも政府の收入としては比較的價値少きが故に、將來は米の納付に代ふるに政府の請負人の指揮の下に作出せる輸出生産物を以てすべ

(1) Day, C. The Policy and Administration of the Dutch in Java, p. 159.

し、(三)右の方法に依れば土民等は從來其の收穫物の五分の二を政府に納付したるも、將來は其の勞働時間の五分の一を提供せば足るべし、(四)若し右の方法に依り直接耕作者の過失に原因せずして不作に遭遇したる場合には、其の損失は政府之を負擔すべく、更に土民等が之を補足して納付したる場合には少許の對價を支拂ふべしと云ふにあり、此の如き制度は文化の程度の極めて幼稚なる社會に在りては、或は一時其の效を奏し得ざるに非ずと雖ども、多少進歩の道程を辿りつつある社會狀態の下に於ては、土民の反抗を受くることなくして之を強制的に實行せんとするも頗る難し、是れ該制度の永續する能はざりし所以なりとす。

(1) Keller, Colonization, p. 473 fg.
Ireland, Tropical Colonization, p. 204 fg.
Day, p. 249.